

令和5年9月13日

長浜市議会議長 中川 勇 様

提出者 議会運営委員長 中川 リョウ

### 議案の提出について

令和5年長浜市議会9月定例会議会において、地方自治法第112条及び長浜市議会会議規則第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

### 記

委員会提出議案第4号

長浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について

(改正理由)

令和4年12月10日に成立し令和5年3月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）に基づき、改正された地方自治法第92条の2に関連する長浜市議会議員政治倫理条例中の規定を改めるもの。

委員会提出議案第4号

長浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について

長浜市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月13日提出

議会運営委員長 中川 リョウ

長浜市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

長浜市議会議員政治倫理条例（平成18年長浜市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「市の公共事業の契約に対する」を「市に対する請負に係る」に改め、同条第1項中「、市との請負契約の相手方となることを辞退し」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。